

# 定 款

令和元年12月24日  
塩釜港開発株式会社

# 【第1章 総則】

(商号)

第 1 条 当社は、塩釜港開発株式会社と称する。  
英語では、SHIOGAMA-KO KAIHATSU CO., LTD. と記載する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。  
(1) 不動産、店舗設備、什器備品の賃貸及び管理業務  
(2) 文化施設、遊戯施設、催物会場の経営  
(3) 観光物産品、食料品、日用品雑貨の販売  
(4) 塩釜港の開発に関する調査、研究、企画に関する業務  
(5) プレジャーボートの係留保管施設の設置、管理、運営に関すること  
(6) プレジャーボートの保管、環境の調査、研究、コンサルタント業務  
(7) 前各号に付帯する一切の事業

(本社の所在地)

第 3 条 当社は、本社を宮城県塩竈市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおくものとする。  
(1) 取締役会  
(2) 監査役

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、宮城県において発行する河北新報に掲載する方法により行う。

# 【第2章 株式】

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、37,200 株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の受渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得したものに対し、

当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 株式の名義書換・質権の登録・信託財産の表示・諸届・株券の再発行・株券に関する手数料・その他株式に関する取扱いについては、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された決議権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(株式の住所等の届出等)

第12条 当社の株主、登録株式質権者又は法定代理人若しくはその代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

## 【第3章 株主総会】

(招集)

第13条 総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。社長事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 定時総会は、毎決算期末日の翌日から3ヶ月以内に、又臨時総会は必要の都度、これを招集する。

(議長)

第14条 総会の議長には、取締役社長があたり、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載ま

たは記録する。

## 【第4章 取締役及び取締役会】

(員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

(任期)

第20条 当社の取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役社長が議長となり、法令及び定款に定める事項のほか、重要な業務の執行を決定する。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれを行う。

2 取締役会の招集は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

3 取締役及び監査役の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の要件)

第23条 取締役会の決議は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その決議は出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第24条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

(役名および業務執行)

第25条 当社は取締役会の決議により、取締役の中から社長を定め、必要あるときは、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

2 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。取締役副社長、専務取締役

及び常務取締役は、社長を補佐し、社務の処理にあたる。

(報酬)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役はこれに記名押印する。

## 【第5章 監査役】

(員数)

第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第29条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

(任期)

第30条 当会社の監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 【第6章 計算】

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第33条 当会社は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金を配当することができる。

(中間配当)

第34条 当会社は、取締役会の決議により、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第35条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。